

福岡県フリースクール職員等スキル向上研修受講促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県フリースクール職員等スキル向上研修受講促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール(以下「施設」という。)の設置者(以下「補助事業者」という。)が、その従事者に対し、業務命令として不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援に関する知識及び技術を向上させることを目的として別に定める研修(以下「研修」という。)を受講させる場合、その代替職員の確保に必要な費用の一部を補助することにより、従事者の支援力向上を図り、もって、地域における不登校児童生徒の支援体制の強化に資することを目的とする。

2 この要綱において「児童生徒」とは、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している児童生徒をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 非営利法人(学校法人を除く。)であり、学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (2) 運営する施設に勤務する従事者(以下「研修受講従事者」という。)に対し、別に定める研修を受講させること。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内においてこれを交付する。

(1) 補助対象経費

研修受講従事者が研修を受講する期間に、当該研修受講従事者の業務を代替するための職員の人件費相当額とし、代替職員を雇用した場合のほか、派遣職員を依頼した場合及び既に雇用している非常勤職員が勤務時間等を増やし、代替する場合の費用も補助対象とする。

(2) 補助対象外経費

諸手当、健康保険等の事業主負担金及び他の補助金等の交付を受けたもの(受ける予定のものも含む。)とする。

(3) 補助額

研修受講従事者1名につき代替職員1名を確保するために必要な補助対象経費の額とし、当

該研修受講従事者が研修を受講する日数1日あたり8,900円を上限とする。

- 2 前項により算出した補助額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。
- 3 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

(申請の手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡県フリースクール職員等スキル向上研修受講促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、福岡県フリースクール職員等スキル向上研修受講促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件その他知事が必要と認める条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(変更申請手続)

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後において、第7条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、中止若しくは廃止の理由、又は変更の内容及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から一月以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、福岡県フリースクール職員等スキル向上研修受講促進事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補

助金の額を確定し、福岡県フリースクール職員等スキル向上研修受講促進事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく知事の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第12条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第14条 知事は、この補助金について必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

（雑則）

第15条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和8年10月9日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。